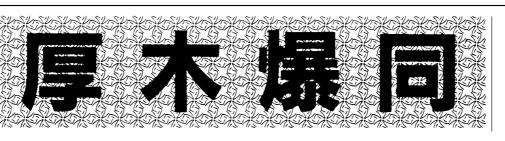
成功させよ



【発行】

厚木基地爆音防止期成同盟 発行責任者 大波

事務所 大和市桜森 3-5-3 フォント 1F TEL 046-240-7450 FAX 046-261-5615 TEL 046-240-7450 FAX 046-261-5615 bakudou@kanagawa.email.ne.jp

で開催します。 厚木爆同第54回定期代議員総会を5月10日(土)13時より、大和市生涯学習センター 今総会では、 この1年間の総括、 2014年度活動方針の決定、

配布とします。 経過報告と活動方針案を本会報に掲載いたします。 報告・方針の一 部は当日

どを行います。



取り組んできました。 などに厚木爆同の総力を結集して 故などへの抗議と、 飛行中における全エンジン停止事 海上自衛隊P1哨戒機の 原因究明行動

はじめ、 強化にむけての取り組みとしては、 して懇談する「訪問支部会議」を 会員の声を組織運営に活かしてい 方、厚木爆同の組織の拡大・ 本部の三役が支部を訪問 会員の拡大行動や組織 してきたことにより、 練期間を再三にわたり、

が、当初通告の訓

追加通告

訓

練 0 ソ実施

201 - 3年度 活動報告

リコプターの墜落 にむけての活動、さらには米軍へ じめ、第四次厚木爆音訴訟の勝利 厚木基地の爆音をなくす活動をは 13・4~2014・3)の活動は、 厚木爆同の2013年度 米軍艦載機からの部品落 (横転不時着) $\widehat{\stackrel{2}{0}}$

殿場市)経由で、厚木基地に整備 実的となってきました。 た硫黄島での艦載機によるFCL 米海兵隊キャンプ富士(静岡県御 れている低空飛行訓練にあわせて、 22オスプレイが、日本本土で行わ 配備された垂直離着陸輸送機MV や給油のために飛来することが現 このような中、6月に実施され 沖縄県普天間基地に

事 とは、 措置」では、 シベルを記録しています。このこ 測定されています。 最大値は、 明確な飛行に関する合意 深夜の時間帯 107.6

な事故が5月13日に起きていまし するという、 が試験飛行中に全エンジンが停止 反であります。 さらに、 海上自衛隊 P 1 哨戒機 まさに墜落する危険

報道されるまで、市民には、まっ たく知らされずにいたことが大き これだけ重大な事故が、 新聞に

、権のみならず、 私たち基地周辺住民にとっては、 のちそのもの

勢についての学習会の開催、 再構築、NHK受信料問題や基地情 んできた一年でありました。 基地視察などに、積極的に取り ている米海兵隊キャンプ富士への MV22オスプレイが飛来するとし には米海兵隊の垂直離着陸輸送機 さら 民は激しい爆音に悩まされました。 たことから、 期 機が6月29日深夜から7月1日未 さらしてきたにも関わらず、 による離着陸が増え、 溜が24日間という長期間になっ 米軍は、FCLPの追加実施によ 基地周辺住民を激しい爆音に

厚木基地

基地周辺住 での艦載機

①厚木基地をめぐる状況

基地の機能強化が進められている を意識した艦載機訓練が活発化し とともに、 厚木基地においては、ここ数年 緊張する朝鮮半島情勢

> り返しました。 明にかけ、

厚木基地で離着陸を繰

艦載

市民からは、大和市と綾瀬市に75

この深夜の激しい爆音に対して

件もの抗議と苦情が寄せられまし

な

も明らかです。(リムピース資料よ 航空機の離着陸回数が昨年465 このことは、 過去最高を記録したことから 前年度と比べ43%増 厚木基地における

月30日午前2時25分に記録され

深夜飛行の最も遅い時間は、

北の住宅密集地に部品が落下する 品落下の不安を増大させる事故に 事故があり、厚木基地周辺住民は、 悩まされている状況です。 爆音被害だけではなく、 市三崎への墜落(横転不時着) また、米軍ヘリコプターの三浦

米軍艦載機から綾瀬市寺尾

墜落や部

帯に10デシベル以上の爆音が14 6月30日から7月1日のこの時間 時までの離着陸が禁止されている います。 にも関わらず、6月29日から30日、 木飛行場周辺の航空機の騒音軽 日米両政府で合意されている 午後10時から午前6

②P1哨戒機の全エンジン停止に

海上自衛隊は、

昨年3月に地元住 抗議と配備撤回

が 危 険にさらされる許し難

い問

題で

②さまざまな活動に取り組む

①FCLP訓練期間の 再三にわたる追加通告に抗議

通告がありました。 ら6月11日までの期間実施するとの 練)を硫黄島において、6月1日か 艦載機によるFCLP(離着陸訓

理由と延長期間を明らかにせずに、 連日艦載機の離着陸訓練が行われま しかし、その後、訓練日程の延長

練を延長している理由と、厚木基地 間事務所長に対し、再三にわたり訓 音であり到底容認できないとし、 受けている基地周辺住民にとって における離着陸訓練を即時中止する は、受忍の限度を超える耐え難い爆 よう強く申し入れました。 木爆同は6月18日に南関東防衛局座 このことにより多大な爆音被害を 厚

民のP1哨戒機配備反対の声を無視



するとともに、防衛省が地元自治体 地に強行配備しました。 とした46文書を反古にして、 に自衛隊のジェット機を配備しない 厚木基

大きな事故が発生しました。 エンジンを始動させ、 止まり、墜落直前に辛うじて2基の 験飛行中に4基すべてのエンジンが そのP1哨戒機が、5月13日に試 墜落を免れた

する6月20日まで隠していました。 ない重大なエンジンの不具合、致命 航空機にとっては、あってはなら

防衛省は、この事故を新聞が報道

どの情報公開、及びP1哨戒機の厚 ちはその都度、 題を抱えた航空機であることを私た 亀裂が入るなど、安全性に大きな問 多くの不具合が発生してきたととも 木基地への配備撤回を申し入れてき に、配備前の試験飛行中にも機体に このP1哨戒機は、開発段階から 不具合内容と対策な

抗議声明を6月20日に発しました。 たP1哨戒機の飛行中止と厚木基地 にエンジンが停止する事故を起こし 、の配備計画を即時撤回すべきとの その後、P1哨戒機の事故原因が のちと暮らしを守るため、 厚木爆同は、厚木基地周辺住民の 飛行中

改修計画などについて、文書による と原因究明、事後対策、 同は10月7日に南関東防衛局長に対 と報道されたことについて、厚木爆 究明されたとして、飛行を再開する 厚木基地への配備撤回を申し入れ 確な回答を求めるとともに、P1 改めてエンジン停止事故の経過 エンジンの

防衛省は、 事故原因の究明のため、

> 止していたが、事故原因の究明がで 日より一方的に飛行を始めました。 き安全が確保されたとして、10月23 すべてのP1哨戒機の飛行訓練を中

③ヘリコプターの墜落事故に 抗議と原因究明

起こりました。 ターMH60Sが墜落(横転不時着) 浦市三崎に厚木基地所属のヘリコプ めると言っていたが、12月16日、三 備体制を強化し事故の再発防止に努 戦機EA6Bプラウラーの金属製パ し、乗員2人が重傷を負った事故が ネルの部品を落下させる事故で、 米軍は、 一昨年の2月に米軍電子 整

事には至らなかったが、この周辺に は漁業施設や住宅がある地域であ いました。 幸いにして周辺住民を巻き込む惨 一歩間違えれば大惨事になって

リコプターの飛行訓練の下に住む広 12月19日に厚木基地司令官へ提出 のある再発防止策を求める抗議文を 原因と飛行ルートを究明し、実効力 な事故を繰り返さないために、事故 恐怖を与えているとして、このよう 範囲の住民に言いようのない不安と 厚木爆同は、この事故に対し、

因だったことを明らかにしました。 墜落(横転不時着)事故は、テール 軍安全センターは、ヘリコプターの 米軍の事故防止対策を管轄する米海 ローター に抗議文を手渡しました。その後、 翌12月20日には、 (後部回転翼) の故障が原 南関東防衛局長

最高の「クラスA」としており、 ることがわかります。 軍側も深刻な事故だったと認めてい また、事故の重大度を示す評価も 米



綾瀬部品落下事故に抗議 (米海軍厚木基地)

④艦載機からの部品落下事故に 抗議と原因究明

寺尾北の住宅密集地に米軍戦闘攻撃 れました。 属製部品が落下する事故が繰り返さ 機FA18Eスーパーホーネットの金 い新年早々の1月9日には、綾瀬市 (横転不時着) 事故の不安が消えな 厚木基地所属のヘリコプター墜落

関わる重大な事故になっていまし かったものの一歩間違えれば人命に スを突き破り、 落下部品は、 駐車中の車の窓ガラ 幸い人的被害はな

の事故原因の究明と住民への公表、 月10日に厚木基地の米軍士官と渉外 海軍厚木基地司令官への抗議文を1 まで一切の飛行を中止するよう、 再発防止策と安全管理が徹底される 続する事態を深刻に受け止め、早期 部長に手渡しました。 厚木爆同は、恐れていた事故が連 米

⑤訴訟勝利の判決を求める署名行動

害を解消するため、 な健康被害を受け、 や「爆音による基地周辺住民が多大 団を支援し、この裁判を通じて「人 てきました。 求を認めるべき」との主張を展開し われていること」、「違法な爆音の被 口密集地にある厚木基地の危険性. 厚木爆同は、 第四次厚木爆音訴訟 健全な生活が奪 飛行差し止め請

り組みました。 署名行動への協力を求め積極的に取 署名行動には、厚木爆同の全会員に 木爆音訴訟の判決を勝ち取るための 本年5月21日に出される第四次厚

⑥諸行動に積極的参加

の闘いをはじめ、さまざまな反基地 は、横須賀の原子力空母母港化反対 運動が取り組まれています 沖縄に次ぐ第2の基地県神奈川で

団連絡会議などと、各種集会やデモ 爆音訴訟団、 動センターや原子力空母の母港化に ティバルの開催などの諸行動に連携 会議などの平和団体や、第四次厚木 反対し、基地撤去をめざす県央共闘 して積極的に取り組んできました。 行進、申し入れ行動、ピースフェス 厚木爆同は、県内の神奈川平和 全国基地爆音訴訟原告

保護法廃止行動、脱原発行動などの 和行進、県民のいのちとくらしを守 集会や憲法を守る新聞意見広告運 活動にも取り組んできました。 る共同行動委員会基地分科会、 動、護憲大会、原水爆禁止大会、 また、原子力空母配備撤回横須賀 平

スローガンを掲げ、 のない静かな空を取りもどそう」の また、私たちの事務所に、 市民にアピー

(3)

2。主な活

①訪問支部会議の取り組み

会議」に取り組みました。 すため、新しい企画として 会員の声を反映した組織運営をめざ 「訪問支部

部に足を運び、 役と組織部長など)が厚木爆同の全支 示)による組織運営だけでなく、 要望を聞く取り組みです。 や支部活動の活性化にむけての意見や 従来のトップダウン(本部からの指 この訪問支部会議は、本部役員 支部が抱えている課題 ボト \equiv

だくなど大変好評でありました。 を聞く取り組みを行いました。 ムアップ(会員の声を反映)を組み入 して実施してほしいなどの要望をいた 訪問先の会員からは大変喜ばれ、 れた組織運営をめざすため、 新たな取り組みではありましたが、 6月24日の海老名 会員の声 継続



活発に意見交換した訪問支部会議 (綾瀬)

支部からスタートして約二ヶ月をかけ

みました。 できるよう現在支部組織の再構築にむ なってしまいましたが、新年度は実施 ②会員名簿の整理と けて取り組んでいるところです。 要望をいただきました。 部組織を再構築中であるため未実施と なお、大和南2支部については、 組織再構築の取り組み

を目的として、支部役員や班長の協力 のもと、会員名簿の確認作業に取り組 会費の集金と会報の配布体制の強化

をやめられたりした方々が多く見られ 居をされたり、亡くなられたり、会員 ました。 会員登録をされた方々の中には、 転

に活用しています。あわせて、 年4月からの会費の集金と会報の配布 正確な会員名簿を完成させることが出 たが、支部役員や班長の協力のもとで 来ました。 整理された会員名簿に基づいて、 そこで、大変緻密な作業でありまし 組織の 本

るのが現状でした。 課題を抱え、大きな労力を費やしてい した班組織となっていなかったため ここ数年大きな課題となっていた事 会費の集金や会報の配布に大きな 実態は支部内に地域担当者を配置 直轄会員を地域におろしました

地域担当者を発掘してきました。 と組織部会の協力のもと、既存の班を 再編成したり、あらたに班を編成して、 この現状を改善するため、 本部三役

助者などを配置して、 を軌道に乗せてきましたが、 している地域においては、代行者や補 地域担当者の発掘に時間を要 支部や班の運営 引き続き、

多くの会員から大変貴重な意見と 地域担当者の発掘に向け、

支

約20世帯の会員に大きな迷惑をかける 会費の未集金と会報の未配布により、 とともに、支部内に編成されている8 も不安と心配をかけました。 に納入されず、支部内の8班の会員に さらに、大和南2支部にお 約6世帯から集金した会費が本部

役と組織部の総力を結集して、 寧に対応してきました。 へ足を運びお詫びと経過説明をして丁 約20世帯の会員については、 会員宅 本部

厚木爆同を脱会するという大変残念な 返し働きかけてきたことにより、 世帯もの会員の方々が怒りや不満から への未納入については、担当者に繰り 結果となってしまいました。 1月末にやっと納入されました。 また、会員から集金した会費の本部 しかし、このようなことから、 約 20 本年

を配置して対応しています。 報の配布については、暫定的に担当者 現在、 約10世帯への会費の集金と会

議を数回にわたって開催し、きめ細か な対応をしているところです。 や班の編成にむけては、現在、 方、大和南2支部内の地域担当者 、地域会

再構築に取り組みました。

③会員拡大の取り組み

組織の強化には、会員の拡大が必要

た。 大きな成果を挙げることができまし じめ、地域会員の皆様に協力をいただ です。多くの会員が厚木爆同の趣旨に きながら取り組んできたことにより、 ことができます。 取り戻すための活動に取り組んでいく ちの願いである爆音のない静かな空を 賛同し、結集することによって、私た この会員拡大行動は、 昨年、 厚木爆同に加入された会員 支部役員をは

出されます。



は、 55世帯となりました。

にむけての積極的な意見などをいただ 流会では、新会員の皆様から爆音解消 の厚木基地の情勢や厚木爆同の活動な どについて学習を深めるとともに、 きました。 新会員を歓迎する歓迎会では、 最近 交

(4)第四次厚木爆音訴訟の取り組み

2日に結審し、 飛行差し止め請求と損害賠償を勝ち取 裁に提訴以来5年9か月を経て、9月 訟団を支え、共に行動してきました。 るため、この一年も第四次厚木爆音訴 その第四次厚木爆音訴訟は、横浜地 爆音のない静かな空を取りもどす、 本年5月21日に判決が

体で7万3805名もの署名を集める ことができました。協力をいただきま 極的に取り組みました。その結果、 した会員の皆様に感謝とお礼を申し上 げます。 勝利判決を求める五万人署名行動に積 私たちは、第四次厚木爆音訴訟団の 全

5 爆音に対する抗議と

苦情電話の取り組み

と怒りが増大しています。 に悩まされ、 私たちは、 深刻な被害を受け、 艦載機による激しい 不満

布して行動に取り組んできました。 自治体にかけるための、抗議と苦情先 とから、激しい爆音に見舞われたとき とと、誰もが参加できる行動であるこ の電話番号一覧のチラシを全会員に には、抗議と苦情電話を防衛省や米軍、 爆音に対する抗議と苦情電話の件数 爆音の抑制に一定の効果があるこ

⑥NHK受信料の取り組み

続けてきました。 害地域のNHK受信料を爆音加害者で サービスが受けられないため、 りませんが、航空機の爆音によってテ 料制度そのものを否定するものではあ ある国が全額肩代わりすることを求 レビの音がかき消され、まともな放送 厚木爆同は、法に基づくNHK受信 受信料の支払いを拒否する運動を 爆音被

ころ65名もの会員の方々が参加されま とした学習会を9月14日に開催したと 決(7月)が示され、 料を払わなければならない」などの した。 不安の声が高まったため、 置したものは契約の義務があり、 しかし、最近の裁判で「受信機を設 会員間に疑問や 会員を対象

組む。②受信料の請求額が多くても、 決したり、見過ごさないで厚木爆同事 更通知などの前兆があったら個人で解 の訪問や電話連絡、NHK対応窓口 心配することはない。訪問員の多数 務所に連絡することで組織として取り 請求権の時効は5年間分だけなので心 学習会では、講師の福田護弁護士か 「①突然裁判を起こされることを

契約締結と受信料支払いを求めた訴訟

配はない。」との説明がありました。

また、NHKが個人を相手に、

受信

センター所長に対しては、NHK受信

予測されます。

このオスプレイは、

殿場市)に飛来し、

方、NHK放送局かながわ西営業

明らかになりました。

事です。

となる」などという通知が来たら、

必

厚木爆同事務所へ連絡することが大

されている状況下においては、NHK

このように判断の分かれた判決が出

から「受信料特別対策センターが窓口



組みとしては、会員を対象とした受信 10日に行いました。 員が訪問しないことなどの要請を9月 を玄関先などに表示している会員宅 かけることと、厚木爆同のステッカー 料を全額免除するよう関係機関に働き HK受信料の全額免除にむけての取り に取り組んでいるので、取り立て訪問 は、受信料の全額免除にむけての行動

また、厚木爆同が取り組んでいるN

ちとしては、

簡単な聞き取りを厚木爆同会

ての基地視察を行いました。

第 8

きな焦点になりました。東京都民は原

た2月の東京都知事選挙では原発が大

ものです、「対岸の火事」ではない 発についてもっと真剣に考えてほしい デモは記憶に新しい処であります。

ま

原発再稼働反対国会前の連日大きな

皆様の協

が参加され、米海兵隊キャンプ富士と

検討

第10条、

代議員総会の構成について

で準備を進めています。 は、現在、厚木爆同の行動企画委員会 力をお願いいたします。 さらに、総務省や防衛省への要請行 や地域における署名行動にむけて

⑦基地視察の取り組み

来ました。

米海兵隊の垂直離着陸輸送機MV22オ の滋賀県や高知県で実施されることが スプレイによる日米共同訓練が、本土 沖縄県普天間基地に強行配備された

ればならない」との内容でした。

約の義務があり、受信料を支払わなけ

ていなくても受信機を設置した者は契

審判決(7月)は「NHKと契約し

判決では、横浜地裁相模原支部の第

思表示がなければ、契約は成立しな

「受信者から契約申し込みの意

い」、「契約の成立にはNHKが受信料

を請求するだけでは足りず、

裁判を起

こす必要がある」との内容でした。

との内容でした。

その後、東京高裁は、

別の控訴審判

2週間が経過すれば契約は成立する. が承諾の意思表示をしない場合でも、

「NHKが契約を申し込めば、受信者

東京高裁の第二審判決(10月)では

オスプレイ訓練の拠点となる 「キャンプ富士」 を視察

で規約の変更ではありませんが、規約 13日で一応の検討を終え、

一同等の重みが出ることでもあり、

慎

3。専門部・委員会の活動

①総務部の取り組み

と決められました。 度方針として細則の作成が総務部担当 第53回定期代議員総会において新年

ることとしました。 次回総会まで、毎月1回部会を開催す 部会で検討することとし、 細則の作成が必要な規約について、 以後、細則の作成に取り組みました。 検討期間は

以来6月13日から毎月部会を開催 細則は規約に基づく詳細規程ですの 第9回総務部会の2014年2月 検討結果を

実態を把握し、これからの闘いに活か なく米海兵隊キャンプ富士 (静岡県御 たにも関わらず42名もの会員の皆さん していくために、厚木爆同として初め プ富士に飛来した後、厚木基地で整備 このことからもオスプレイは、まも オスプレイの配備撤回を求める私た 大型台風の影響で11月17日に延期し 米海兵隊キャンプ富士の 訓練を行うことが 米海兵隊キャン 条、 第 6 回 第5回 2013・9・19 第1回 2013・6・13 第4回 2013・8・23 ★部会での検討経過 第3回 2013・8・2 第 2 回 細則作成に向けて 重に取り扱いました。 第6条、第7条の検討 第4条、第5条の検討 第3条、第4条の検討 大和地区の区域割りについて、 第9条の検討 $\begin{array}{c}
 2 \\
 0 \\
 1 \\
 3 \\
 \hline
 7 \\
 2
\end{array}$ $\begin{array}{c} 2\\0\\1\\3\\ \cdot\\1\\0\\ \cdot\end{array}$ $\frac{1}{7}$

や給油を行うことが考えられます。

れている方々のガイドで、視察を行い、 門駐屯地などを、現地で平和活動をさ 陸上自衛隊東富士・北富士演習場、駒 大変実り多い基地視察を行うことが出 第8回 2014・1・16 第 7 回 第11条、第12条の検討 今までの検討結果について $\begin{array}{c}
 2 \\
 0 \\
 1 \\
 4 \\
 \cdot 2 \\
 \cdot 1 \\
 3
\end{array}$ $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 1 \\ 3 \\ \cdot \\ 1 \\ 1 \end{array}$ 1 9

②組織部の取り組み

おります。

務部会活動について

細則の取り扱いについて、

今後の総

感じることは年齢ではないでしょう ば80歳になります。 か。30歳から運動を始めても50年経て んな組織でも50年が経過しますと変化 が生じてくるかと思います。誰でもが 厚木爆同は50年経過しましたが、ど

住民運動は人生経験が重要になってき く、60歳代の人は数名にすぎません。 執行委員会においても70歳以上が多 のではないでしょうか、毎月の定例の 会員の多数の人が70歳を超えている

主的に活動していかなければなりませ 自ら声を出して共通の認識に立ち、 直接被害を受けているその人たちが 自

部員の確認、総務部の役割について、 目立っています。 てきます。 えていくには、 しても世間には届きません。 昨今の出来事を見ても大きな運動が しかし個人でどんな大きな声を出

集団の力が必要になっ

世論に訴

り日本の国は破滅となることでしょ であります。 うではありませんか。 であります。もっと認識を大きく持と 内は勿論関東一円に被害が拡大するの 横須賀の原子力空母が事故を起せば県 たならば1300万人が強制疎開とな 仮に原発が都内にあり事故が発生し 神奈川県も例外ではありません。

まれ変わり組織の再編成、会員の拡大、 組織の再構築に努力しております。 厚木爆同は、 厚木爆同全会員に協力をお願いして 昨年新執行部体制に生

ろん地域住民の声を最大限尊重したい ります。どんな方法が良いのか、 同組織部が全力をだして取り組んでお まだ未完成の部分があり、現在厚木爆 職務遂行が困難となり、現在は大和南 と思っております。 ります。組織として大和南2支部は 1支部長が代行されまして運営してお おきましては、支部長が家庭の事情で しかし残念なことに大和南2支部に

を構成するのがよいかと考えます。 議を開催し、 今後大和南2支部は必要に応じて会 般的にはその区域を区割りして班 会員の声を尊重した組織

築を実現したいと考えておりま

帯となっています。 約50世帯、次に大和北2支部の約40世 最も会員の多い支部は、大和中支部で 大和北2支部、大和中支部、大和南1 海老名支部、藤沢支部、大和北1支部、 いと思います。全体で11支部(町田支 厚木爆同の全体組織に触れておきた 相模原支部、座間支部、綾瀬支部、 大和南2支部) あり、この中で

ずつ増えて将来に希望が持てます。 民運動をおこなっており、会員も少し ます。自治会と歩調を合わせながら住 最も古くから活動が盛んな地域であり この地域は滑走路の延長線上にあり

ば必ずや将来が開けて来ると確信をし 持ち、連携を作り組織として行動すれ

住民運動は一人一人が意識を大きく

これからも皆様の協力をお願い致し

③情宣部の取り組み

め、会報267号から273号を発行 に対する理解と参加意識を高めるた しました。 情宣部では、全会員の厚木爆同運動

会報に対する会員の信頼を高めるに

の企画記事を定着させることに努めま 知らせ、報告だけでなく、「支部から かしていくことに意を用い、挨拶やお のため部会を定例的に開催しました。 こんにちは」、「ここが気になる」など 部会では、常に会員の声を紙面に生 何より定期発行が重要であり、こ

くり、見やすい紙面づくり等の研究も また、部活動の一層の充実を図るた いました。 写真の撮り方、 読みやすい原稿づ

(5)

さらに努力すべき課題といえます が少ないことについては情宣部として しかし、 未だ会員の皆様からの投稿

> 年に行ったアンケート調査は、労力を ついて協議を行いましたが、2000

す

4調査部の取り組み

に関わる情報などについては、基地周 辺市議会の基地対策特別委員会などの 組むことが出来ませんでしたが、基地 資料収集に努めました。 部会としては、会議を開催して取り

読に取り組みました。 を把握するため、専門誌などの定期購 また、軍事情報や世界的な動きなど

⑤NHK受信料調査委員会の取り組み

申し入れて今日に至っています。 音声の難視聴の問題で、放送受信料の し、フラッタ現象による画像の乱れや ら、 つでもある受信料問題については、厚 全額免除の要望書をNHKと郵政省に 木爆同が結成された翌年1961年か はじめに、長年の厚木爆同運動の テレビ・ラジオに電波障害が発生

京高裁判決では更に踏み込んだ内容 「契約締結を命じる判決が確定した段 昨年7月に横浜地裁相模原支部判決で る」と報道がされました。 を求めてから2週間で契約が成立す で、「受信者が拒んでも、NHKが契約 階で契約が成立し、受信料の支払い義 務が発生する」としたが、その後の東 結と受信料の支払いを求めた訴訟が、 しかし、NHKは個人に受信契約締

上げ延べ4回の会議の中で、調査の方 ための不払い運動は継続していくこと 士さんと相談しながら、基地をなくす めに、NHK受信料調査委員会を立ち 西営業センターとも交渉を行い、弁護 法や目的、 を確認して不払いを進めてきました。 この間、厚木爆同は、NHK神奈川 厚木爆同は、不払い運動を強めるた 調査用紙の配布や回収等に

> が良いと言う結論にいたりました。 免除)を強めるための運動を進めた方 成当時から目的を持って不払いを続け 内容の物で良く、むしろ厚木爆同は結 信料を不払いしているか否かの簡単な たのか、アンケート調査は集金時に受 使った割に回収率が48・2%と低く、 アンケートは運動にどの様に生かされ てきたのであって、不払い運動(全額

①行動企画委員会の立ち上げについて ⑥行動企画委員会の取り組み

として行動企画委員会で協議すること 言う結論に至り、厚木爆同全体の運動 市民全体の運動にすべきではないかと 請行動等を行い、厚木爆同のみならず 行うとともに、総務省・防衛省等の要 けて、全額免除に向けた署名運動等を となりました。 NHK受信料調査委員会の意向を受

②目的と取り組みについて

とを目的とします。 総務省・防衛省等に要請行動を行うこ 全額免除の取り組みとして、自治体や、 市民と連帯をして署名活動を行い、

⑦規律委員会の取り組み ④署名の取り組みについて(行政・自 ③各自治体のNHK受信料の国への要 の要請と今後の進め方について 請の考え方、NHK受信料全額免除 治会・市民団体・労働団体への対応)

口頭報告

2014年度の 案

現在の安倍内閣は、 1。活動の基調 集団的自衛権

> 行使を憲法解釈で行おうとしていま ①平和憲法の改悪を許さず、 反基地・平和運動に取り組みます。

問題では憲法解釈を変更することを 行ってきませんでした。 これまでの政府は、見解が対立する

(2)爆音をなくし基地撤去をめざす主体

広範囲

的な運動を推進します。

(3)厚木爆同が主体となって闘っている

第四次厚木爆音訴訟には組織を挙げ

能になると言うことです。 攻撃を受けなくともアメリカを攻撃し た国に対して武力攻撃を行うことが可 メリカが武力攻撃を受けたとき日本が 集団的自衛権とは、同盟国例えばア

(4)組織の整備をはかり、

会員の連帯と

て支援して行きます。

団結を高める運動を展開して行きま

ことはできません。 います。このことは断固として認める に戦争できる国にむけて暴走し続けて 拘らず、積極的平和主義という名の下 「戦力の不保持」を明記しているにも また、今まで以上に日米同盟の深化 平和憲法9条があり「戦争の放棄」

を発表して、日本全土で低空飛行訓練 で半分以上訓練を行う計画であること が進み、欠陥機オスプレイを沖縄以外 すます明らかになってきています。 カに対しては、何も言えない体質がま をすることを明言しています。アメリ



南関東防衛局長

(左端)

を進めます。 周辺の市民の健全に健やかに生きるこ 常生活・教育環境・保育環境等、 あります。 も静かに生活できる環境に向けて運動 とを阻害している元凶です。幾らかで 認識して爆音解消の運動を進めて行き ①航空機の爆音解消 飛行差し止めの実現を強く望むもので ①爆音解消にむけての取り組み 爆音は、 改めて、 第四次厚木爆音訴訟で進めている、 2。具体的な活動 違法爆音の意味の大きさを 市民の健康と命・人権・日 反基地強化の取り組み

基地

②航空機の墜落・部品落下を 許さない取り組み

可能性があります。 部品落下が頻繁に発生しています。こ のことは大事故が近いうちに発生する 厚木基地を離着陸する航空機から

発防止に取り組むべきであると強く要 は、一切の同型機の飛行を停止して再 請しています 抗議行動で原因が究明されるまで

認されたと勝手に解釈して飛行を再開 米軍では、最短では数日で安全が確 行を再開して、

住民に大きな不安を与

騒 音・

航空機の性能に属する情報

している実態です。

③オスプレイ飛来阻止の取り組み なりますが、この事故を忘れないため 和市上草柳に航空機が墜落して50年に のイベントなどを企画していきます。 過去においては町田市の繁華街、

とが出来ない航空機です。 付けることになり断じて飛来は許すこ るなど、全く新たな被害を住民に押し 木々や建物を瓦解することが予想され ることであり、低空飛行時の風圧が それは単純に2倍以上の風圧で飛行す 高い欠陥機オスプレイ、この航空機は (CH46)の2倍の重量を有しており、 1時に航空機騒音も大きく大型へリ 事故率が高く墜落の危険性の極めて

すことが出来ません。飛来阻止にむけ て運動を進めます。 厚木基地に飛来することは断じて許

えています。

②P1哨戒機配備撤回の取り組み

同時に欠陥機であり、さらには爆音も

この航空機は、46文書違反であると

地に配備して試験飛行を繰り返してい ビスの抜け落ち、機体の歪みが墜落の た最中に4基のエンジンが突然停止し 危険性を拡大している」との警告を無 間P1哨戒機の「機体のひび割れ、 厚木爆同が指摘してきたとおり、こ 本格的にP1哨戒機を厚木基 一歩手前でした。 ③特定秘密保護法廃止に 引き続き配備撤回に向けて活動を続け く体に変調をきたす」と言う声もあり、 て行きます。 いし、かえって体に感じる音圧は大き 「防衛省が説明するほど軽減していな

の交渉では明確な説明はありませんで 防衛省との配備阻止・原因究明抗議

> ためです。防衛省が公表又は宣伝する 行使をする体制を本格化しようとする

特定秘密保護法は政府が海外で武力

むけての取り組み

すべての情報を特定秘密にすると言わ

我々基地の近隣に住む市民にとって

ウエアーを変更しただけの手直しで飛 り出したことが明らかになりました。 迅速化との説明)大きな危険状態を作 市民を無視して実験もしないで勝手に 設計変更を行い いく説明もないままエンジンのソフト この交渉においても時間切れで納得 飛行再開の説明交渉では (コスト軽減と整備の 1 哨戒機は特定秘密にされるでしょ 機が秘密指定されたらオスプレイ・P 保護の対象になるのは確実です。 れています。 只事ではありません。基地が特定秘密

知る権利と自由を奪う (大和駅前)

「秘密保護法」に反対

ないでしょうか。 民の生活と命は守られなくなるのでは 能性があります。 ゆる情報が秘密保護法の対象になる可 す。これでは基地周辺に住んでいる市 運動が阻害される可能性を含んでいま になり、基地反対も爆音反対も有効な

「行動を自粛しなければ」と言う考え

そうなると何も言えない体制つまり

この法律は独裁者のための法律であ

絶

我々の行動を抑圧する法律であり、 るとともに、明らかに治安維持法的な 対認めるわけにはいきません。 に積極的に参加してまいります。 特定秘密保護法廃止に向けての運動

(4)県下友好団体との連帯強化 の取り組み

木爆同運動に対しては支援を要請して 運動には積極的に参加し、あるいは厚 ①神奈川平和運動センターの提起する 行きます。

帯をして行動して行きます。 協力をしていきます。 は、これまでと同様に第四次厚木爆音 ③全国基地爆音訴訟原告団連絡会議と 動委員会とは、 ②県民のいのちとくらしを守る共同行 撤去をめざす県央共闘会議とは、 訴訟原告団を窓口にして積極的に支援 続き支持協力関係を強めて行きます。 原子力空母の母港化に反対し、 基地分科会を通して連 引き 基地

のテーマで連帯し、 ④かながわ憲法フォーラムとは、 原発・秘密保護法・集団的自衛権など 運動に参加して行

さらに自衛隊の航空機や米軍の航空

⑤自治体の平和推進事業等にも積極的 に参加して行きます

その他の団体については、 厚木爆同

> 運動と方向性が一致していることを 認したうえで参加して行きます。 確

機体の種類・航空機の数・航空機がど

様な飛び方をしているかなど、

あら

5組織内における取組み

①組織整備・組織拡大の取り組み

④日頃から協力関係にある弁護士を通

して、

会員の法律相談に取り組みま

(3)NHK受信料全額免除にむけての

みます。

動に取り組みます

が機能的に活動するように取り組みま 定例支部会議の設定をめざし、 各班

⑤組織の強化をめざす

②宣伝活動強化の取り組み

聞を広めて行きます。 (駅前の宣伝・署名・チラシ配布など) 基地視察を行い現地との交流等、 市民に対する宣伝活動を行います。 見

けて取り組みます。

厚木爆同学校の今年度中の開校にむ

学習活動の取り組み

流会、基地関係施設の視察に取り組み また、会員向けの学習会や会員の交

③厚木基地爆音訴訟支援の取り組み

⑥爆同活動のための

が、今後の裁判闘争にも全面的に支援 訴訟の判決が横浜地裁で出されます し取り組みを強めて行きます。 今年5月21日には、第四次厚木爆音

4日常活動の取り組み

①違法爆音に対する関係省庁・自治体 り組みます。基地関係諸問題会議の に対しての抗議行動や要請行動に取

②会員拡大の設定と拡大行動に取り組



「飛行差し止め」

設定に取り組みます。

〇総務部

⑦専門部活動の活性化の取り組み

本的な研究機器の導入に取り組みま

にむけ、監視カメラをはじめ爆音の基

厚木爆同の基本的な活動の体力整備

インフラ整備の取り組み

みます。 し・各種会議の活性化の検討に取り組 諸行動の記録・活動領域全般の見直

〇組織部

織の拡大にむけた活動に取り組 支部活動の促進、 班活動の推進、 みまれ

〇情宣部

学習会の企画に取り組みます 会報の編集・街頭用宣伝物の

〇調査部

取り組みます。 基地の情報収集や各種の調査活動に

⑧財政確立の取り組み

きます。 抜本的な課題などについて検討してい 財政と組織は一体ですので、 財政